

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	北部土木 事務所	水納海岸管理 工事(R2)	令和3年3 月10日	18,279,800	沖建(資)	沖縄県国頭郡本部町字 伊野波598-1	第167条の2 第1項第8号	本業務は、当初一般競争入札により発注したが入札者がなく不調となった。 早急に対応が必要な現場があり再度の入札手続きを行う時間的余裕がないため、過年度に本業務と同様の施工実績のある業者2者から見積書を徴取し選定した。	
2	北部土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R2)	令和3年1 月19日	781,000	公益財団法人 沖縄県建設 技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」)の審査を行う業務である。 技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。 契約者は競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わるものはないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とした。	
3	北部土木 事務所	北部地区港湾 事業技術審査 等支援業務委 託(R2-2)	令和3年2 月17日	1,760,000	公益財団法人 沖縄県建設 技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」)の審査を行う業務である。 技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。 契約者は競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わるものはないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とした。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	中部土木 事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 2-2)	令和3年1 月20日	1,980,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、幸地インター線における総合的技術支援業務であり、対象とする工事が大規模で、高度な技術的判断を必要とし、また迅速な対応が要求されるものである。また、業務の各段階において公平・公正で適切な判断が求められることから、工事発注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
5	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)設 備機械損料算 定業務委託(R 2)	令和3年1 月21日	2,365,000	一般社団法人 日本建設 機械施工協会	東京都港区芝公園3丁目 5番8号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、県道20号線橋梁上部工整備全体の供用日数を踏まえた、桁製作設備及び架設桁の設備機械損料を算定する業務である。</p> <p>本業務の実施にあたっては、積算基準及び機械損料算定に関する高度な専門的知識と豊富な経験が不可欠である。</p> <p>左記協会は、機械損料に関する専門機関として調査研究活動を行い、「建設機械等損料表」を発行している。「建設機械損料表」は、各発注機関の工事積算に使用されており、本業務を確実に遂行できるのは当協会のみであることから、契約を行った。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	中部土木 事務所	幸地インター線 Dランプ跨道橋 整備工事(R2 -1)	令和3年3 月23日	9,735,000	牧港建設(株)	沖縄県浦添市伊祖1-21- 2-201	第167条の2 第1項第6号	<p>本工事は幸地インター線における橋梁整備工事であり、幸地インター線Dランプ跨道橋整備工事(R1-2)(以下、「前工事」という。)にて施工していないDランプ跨道橋の橋梁下部工(A1橋台)の堅壁の一部と胸壁(パラベット)を施工するものである。</p> <p>前工事は、関係機関との協議や現場条件の相違に伴う設計変更のため工事中止や設計変更に伴う土工数量の増が生じたことで、不測の時間を要し年度内の工事完了ができなくなった。そのため工事数量減として途中竣工としたものである。</p> <p>本工事の目的物(胸壁)は、足場等、仮設工が必要な工事である。前工事の受注者以外の者が施工する場合、足場の設置撤去費用などが割高となる。また、前工事受注者と随意契約を行う場合は、間接費の調整を行い、本工事設計金額に前工事の請負比率(約9割)を乗じた金額にて予定価格を算出するため、最大で約500万円経済的に有利となる。</p> <p>そのほか、目的物に瑕疵があった場合、本工事と前工事の責任範囲を明確に区分けすることが困難であるため、前工事受注者に一連で施工させる必要がある。</p> <p>これらの理由により、競争入札に付することが不利と認められるため、地方自治法施行令167条の2第1項第6号に基づき前工事を受注した左記の者と契約した。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	中部土木 事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 2-3)	令和3年3 月31日	11,121,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、幸地インター線における総合的技術支援業務であり、対象とする工事が大規模で、高度な技術的判断を必要とし、また迅速な対応が要求されるものである。また、業務の各段階において公平・公正で適切な判断が求められることから、工事発注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
8	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)橋 梁整備工事(桁 製作設備損料 その2)	令和3年3 月29日	77,198,000	コアツ工業(株)・沖縄 ピーシー(株)特定建設工 事共同企業体 ①コアツ工業(株) ②沖縄ピーシー(株)	①沖縄県浦添市宮城2丁 目17番2号 ②沖縄県那覇市旭町112 番地1	第167条の2 第1項第2号	<p>本工事は、橋梁整備におけるセグメントを製作するための桁製作設備の機械損料(償却費、維持修理費、管理費)工事である。</p> <p>セグメント製作設備は、県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その1)の受注者であるコアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株)JVが製作し、設置した設備である。</p> <p>当該設備は事業完了まで全セグメントを製作するために必要な設備であり、本橋梁建設のための特殊仕様となっている。</p> <p>償却費、維持修理費、管理費を含む機械損料については、コアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株)JVと継続して契約しなければならない。</p> <p>上記の理由により、当該業務の性質が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する競争入札に適さないものに該当し、コアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株)JVと随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	中部土木 事務所	中城湾港(新港 地区)岸壁東 (-7.5m)エ プロン空洞調査 業務委託(R2)	令和3年2 月5日	1,595,000	(株)南土木設計	沖縄県那覇市字真地265 番地の2	第167条の2 第1項第5号	<p>本工事は、中城湾港(新港地区)のエプロンに確認された空洞の規模を調査する業務である。</p> <p>先に発注した陥没調査設計業務においてレーダ探査を実施した結果、陥没箇所以外にエプロン中央部付近において3箇所の空洞が確認された。当該箇所は、車輛等が頻繁に走行する箇所であり、早期に規模等を調査し補修工事に着手する必要がある。</p> <p>過去に当該岸壁の長寿命化に係る調査を行い、先に発注した陥没調査設計業務を受託した業者、沖縄県土木建築部及び沖縄総合事務局発注の港湾設計業務実績の上位業者、3者から見積もりを徴し、最も低い額を提示した左記の業者と契約した。</p>	
10	中部土木 事務所	島袋急傾斜地 崩壊対策工事 (R2-2)	令和3年3 月30日	49,016,000	(株)丸石建設	沖縄県うるま市みどり町 4-1-10	第167条の2 第1項第5号	<p>本工事は急傾斜地崩壊対策事業の事業地内で発生した斜面崩落の応急復旧工事である。</p> <p>斜面崩落の発生により工事発注したものの2回に渡り不調となり、崩落土砂は住宅地背後まで達し、斜面を保護するシートも劣化損傷が進み、斜面の安定性が懸念される中、台風襲来の時期が迫っている。このような状況にあつては「災害」と同様であることに鑑み、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約を行うこととし、県と沖縄県建設業協会中部支部との間で締結された「災害協定」に準じて、同協会から推薦を受け受注可能な左記業者と契約した。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	中部土木 事務所	中城湾港(新港 地区)清掃及び 樹木管理業務 委託(R3)	令和3年3 月30日	6,985,000	公益財団法人 沖縄市シ ルバー人材センター	沖縄県沖縄市美原3丁目 1番1号	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、中城湾港新港地区の臨港道路や公園等の樹木管理業務、及び公園やふ頭用地内に整備されたトイレの清掃業務を委託するものである。</p> <p>公益社団法人沖縄市シルバー人材センターは、平成元年2月に法人認可され、各方面で高齢者による事業を展開している。清掃、草刈業務等を多く受託し、当所においても新港地区内の道路の除草やトイレ清掃の管理業務を委託し、十分な成果を上げていることから、同業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく契約を締結した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
12	中部土木 事務所	中城湾港(新港 地区)風向風速 計観測システ ム保守点検業 務委託(R3)	令和3年3 月31日	1,694,000	(株)琉電コントロール	沖縄県宜野湾市我如古 422-1	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務で保守点検する風向・風速計は新港地区へ寄港する貨物船やクルーズ船の航行安全対策について検討された「中城湾港大型客船入出港に伴う航行安全対策調査専門委員会」において設置が求められ令和1年5月に設置された機器である。</p> <p>観測された情報はPCやスマートフォン等のWeb上に提供されるシステムになっており、正確・確実な情報を提供するために年4回及び台風等の荒天時に観測機器の保守点検する必要がある。</p> <p>風向風速計は気象庁の検査を受けた精密な機器であり、保守点検に必要な特別なノウハウ(点検機器の保有を含む)を有していなければならない。また台風通過後に早急なメンテナンス対応ができる業者が望ましい。</p> <p>左記業者は沖縄気象台や空港及び港湾等の気象観測機器の保守点検業務を実施している県内唯一の会社であることから、同業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく契約を締結した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	南部土木 事務所	兼城港(兼城地区)仮棧橋撤去 工事(R2)	令和3年1 月25日	2,959,000	(株)東江建設	沖縄県浦添市内間1-10- 7	第167条の2 第1項第7号	<p>本仮棧橋は、平成11年3月に兼城港(兼城地区)耐震岸壁(-5.5m)整備事業に伴い、埋立工事により消失する船溜まりの代替施設として仮設整備されたものである。</p> <p>建設から20年が経ち老朽化が著しく、使用者もいない事から、地元久米島町役場、兼城地区より、放置されていて危険な状態なので撤去要望があった。</p> <p>仮棧橋の撤去については、船を使用して海上からの作業となることから、近接の工事にて、グラブ浚渫船を所有し作業を行っている本業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第7号により随意契約を締結するものである。</p> <p>※近隣の工事名 兼城港(花咲地区)泊地(-5.5m)浚渫工事(R2)</p>	特命随意 契約
14	南部土木 事務所	R2南部東道路 橋梁工事調整 業務委託(その 2)	令和3年1 月14日	1,155,000	(株)大富建設コンサル タント	沖縄県浦添市城間4-14- 6	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、南部東道路3工区における橋台工事について、設計者、施工者、発注者で構成する工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整合性確認及び設計思想の伝達等を行い、各種情報の共有を図ることを目的とする。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、平成27年10月19日付 土技第898号「工事調整会議」実施要領の一部改正について(通知)に基づき、契約相手を当該工事範囲を設計し、現場状況及び設計図書に精通している当該コンサルタントと契約を締結する。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	南部土木 事務所	河川・砂防・港 湾事業技術審 査支援業務委 託(R2)	令和3年1 月19日	2,717,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	南部土木 事務所	街路公園事業 技術審査等支 援業務委託(R 3)	令和3年1 月20日	3,377,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	南部土木 事務所	R2南部東道路 技術審査支援 業務委託	令和3年1 月26日	2,816,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和2年度4／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	南部土木 事務所	R3道路事業技 術審査支援業 務委託	令和3年1 月26日	3,377,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	南部土木 事務所	令和3年度 安 謝川工事調整 会議業務委託	令和3年3 月31日	3,751,000	(株)建設技術研究所	沖縄県那覇市壺川3-5- 1	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は「工事調整会議」実施要領(平成27年10月19日付土技第898号、以下「実施要領」)委1. 工事調整会議の目的に基づき、当該工事に係る設計者、施工者及び発注者で構成する「工事調整会議」を実施し、当該工事に係る設計思想を設計者から施工者に正確に伝達するとともに、三者間の各種情報を共有することにより、当該工事の品質確保を図ることを目的としている。今回対象となる「安謝川河川改修工事(R3-1)」を含む一連の工事は、国道330号の直下をトンネル形式で掘削し、ボックスカルバートを構築する工事であり、工事中における道路、埋設物及び近隣建物への影響等における沈下等の不測の事態に対し、速やかな課題解決、対応が必須となる。</p> <p>以上のことについて、本業務の目的を速やかにかつ十分に履行できる者は当該工事に係る設計者に限られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、平成27年10月19日付土技第898号「工事調整会議」実施要領の一部改正について(通知)に基づき、契約相手を当該工事範囲を設計し、現場状況及び設計図書に精通している当該コンサルタントと契約を締結する。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	南部土木 事務所	令和3年度 河 川事業総合的 技術支援業務 委託(その1)	令和3年3 月31日	10,175,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
21	南部土木 事務所	R3道路事業 総合的技術支援 業務委託(その 1)	令和3年3 月31日	7,183,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約
22	南部土木 事務所	道路照明保守 点検管理業務 委託(R3-2)	令和3年3 月31日	13,959,000	株式会社大新電設工業	沖縄県那覇市字仲井真 400番地1	第167条の2 第1項第8号	<p>3月16日に開札した「道路照明保守点検管理業務委託(R3)」(一般競争入札)が不落となった。本業務は事故等で道路照明が損傷した場合の撤去・復旧も行うことから、4月1日から業務を開始する必要がある。このため、3者に見積依頼を行い、随意契約をするものである。</p>	長期継続 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	南部土木事務所	久米島管内道路及び河川維持管理業務委託(R3)	令和3年3月31日	29,400,000	久米島町長 大田 治雄	沖縄県久米島町字比嘉2870番地	第167条の2 第1項第2号	本業務委託は、久米島管内の道路及び河川の維持管理を行うものである。道路等の不具合や災害時に迅速に現場確認ができ、かつ行政機関としての判断・対応を行うことができることから、久米島町と随意契約をするものである。	特命随意契約
24	宮古土木事務所	令和2年度下地島空港佐良浜線物件調査業務委託-3	令和3年1月18日	2,794,000	(株)アート設計	沖縄県那覇市銘苅3-23-16 あーとびーる5階	第167条の2 第1項第8号	指名競争入札で不落となったこと、及び用地交渉の状況から再度入札に附す時間的な余裕が無いことから、第3回入札まで応札した3者より見積もりを徴し相手方を選定した。	
25	宮古土木事務所	池間大橋補強工事(R2仮設撤去)	令和3年3月24日	26,693,700	(株)古波蔵組	沖縄県那覇市泉崎1-22-12	第167条の2 第1項第6号	本工事は、池間大橋補強工事(H31-1)にて施工予定であった係留杭、単管足場等の撤去を行うものである。 当該撤去については、3度の台風襲来や冬季波浪等により工期内に施工出来なかったことに加え、繰越予算による工事のため工期延長も不可であったことから、やむなく別工事として施工するものである。 また、左記の根拠法令に基づき、航路の早急な安全確保、準備工の短縮並びに請負比率適用などによる経済有利性から、池間大橋補強工事(H31-1)請負者を契約相手方とした。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	宮古土木事務所	宮古管内維持管理業務委託(R3・R4)	令和3年3月31日	192,419,700	宮古インフラメンテ共同企業体 ①(株)大協企画コンサルタント ②(有)垣花建設 ③(有)大栄開発 ④(有)松宮開発	①沖縄県宮古島市平良字西里1298-2 ②(有)垣花建設 宮古島市平良字久貝881-10 ③(有)大栄開発 宮古島市平良字下里1328-9 ④(有)松宮開発 宮古島市平良字下里1338-3	第167条の2 第1項第2号	本委託は、企画競争型随意契約によるものであり、公募による企画提案者の中から契約目的に最も適した者を契約相手方とした。	債務負担による複数年契約
27	八重山土木事務所	道路事業技術審査支援業務委託(R2-2)	令和3年3月24日	1,023,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の内容は、品確法に基づく総合評価落札方式による発注関係事務を含むものであり、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案))及び工事入札参加者から提出される技術資料の審査・整理を行うものであり、発注工事情報に接することになるため、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p> <p>建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>建設技術センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術支援を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいない。</p>	

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	下地島空 港管理事 務所	下地島空港消 防及び施設点 検業務委託	令和3年3 月17日	86,900,000	下地島空港施設株式会 社	沖縄県宮古島市伊良部 字佐和田1727番地	第167条の2 第1項第8号	当該業務について一般競争入札を行ったところ、1社のみが入札に参加し、2回の再度入札を行ったが、入札金額が予定価格を上回っていたため不落となった。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び沖縄県随意契約ガイドライン第5(8)に基づき、失格又は無効となった者を除く入札参加者のうち、最低額を入札した業者を選定した。	長期継続 契約
29	下地島空 港管理事 務所	下地島空港滑 走路ゴム除去 等工事	令和3年3 月19日	15,000,000	株式会社 明新建設	沖縄県宮古島市平良字 西仲宗根563番地8、2F	第167条の2 第1項第5号	本工事は、下地島空港滑走路のゴム除去を行い、すべり摩擦係数の回復及び滑走路の機能改善を図るものである。すべり摩擦係数とは、滑走路の走行安全性を確認するための指標であり、令和2年度に行った調査において一部区間において評価基準値を下回っていることが判明した。年度末、5月の大型連休は旅行需要の増加が予想され、5月の雨期には滑走路が滑りやすくなることから、早急にゴム除去を行い、滑走路の走行安全性を確保する必要がある。また、ゴム除去にあたっては、宮古島市内にはない特殊な機材を必要としての作業となるため、同時期にゴム除去の実施を予定している宮古島空港に係る工事の施工時期と同時期に実施することで工期の短縮及び機材輸送の低減を図る。上記の理由から、宮古島空港にてゴム除去工事を行う(株)明新建設を選定した。	特命随意 契約
30	下地島空 港管理事 務所	下地島空港航 空灯火施設維 持管理業務委 託	令和3年3 月23日	39,600,000	下地島空港施設株式会 社	沖縄県宮古島市伊良部 字佐和田1727番地	第167条の2 第1項第8号	当該業務について一般競争入札を行ったところ、1社のみが入札に参加し、2回の再度入札を行ったが、入札金額が予定価格を上回っていたため不落となった。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び沖縄県随意契約ガイドライン第5(8)に基づき、失格又は無効となった者を除く入札参加者のうち、最低額を入札した業者を選定した。	長期継続 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和2年度4／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
31	土木総務課	R2新たな振興計画策定に向けた社会資本整備検討業務委託	令和3年1月7日	7,513,000	株式会社国建	沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は特定テーマの実現性等に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
32	技術・建設業課	サーバ入替に伴う沖縄県土木工事積算システム移行作業業務委託	令和3年3月15日	2,195,600	一般財団法人日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂五丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	「沖縄県土木工事積算システム」のサーバ入替に伴う移行作業を行うものであり、円滑な運用・責任の所在の明確のため、開発者である(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が移行作業を行うことが適当である。	特命随意契約
33	河川課	河川情報システム業務委託(R2-1)	令和3年3月19日	1,870,000	日本無線株式会社 沖縄営業所	沖縄県那覇市壺川3-2-4	第167条の2第1項第2号	本業務は、沖縄県河川情報システムのセキュリティ対策「ファイアーウォール」の設定調整を行う業務である。沖縄県河川情報システムは、雨量、水位計、カメラの画像等の河川情報を収集し、関係機関や沿線住民に迅速に伝達することにより水防活動や避難対策の支援に資することを目的としている。 ファイアーウォールの設定調整については、簡易型河川監視カメラの設置時期と同時に行う必要がある。また、情報処理プログラムは作成した者しか変更や機器調整などは行えず、他業者では対応できない。日本無線 株式会社はプログラム作成者であり、円滑に作業を行うことができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
34	河川課	河川情報システム業務委託 (R2-2)	令和3年3 月19日	3,740,000	沖縄パナソニック特機 株式会社	沖縄県那覇市西2-15-1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、沖縄県河川情報システムの各観測所からの画像データを取り込むための設定調整を行う業務である。沖縄県河川情報システムは、雨量、水位計、カメラ画像等の河川情報を収集し、関係機関や沿線住民に迅速に伝達することにより水防活動や避難対策の支援に資することを目的としている。映像管理システムへの取り組みに係る設定調整については、セキュリティー設定調整と同時に行う必要がある。また、映像管理システム内のプログラムの変更や機器調整などは作成した者しか行えず、他業者では対応できない。沖縄パナソニック特機 株式会社は画像取り込みに係るプログラムを作成しており、円滑に作業を行うことができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
35	港湾課	中城湾港西原・ 与那原地区除 草業務	令和3年 2月1日	1,348,820	公益社団法人南城市シ ルバー人材センター	沖縄県南城市玉城字富 里167番地	第167条の2 第1項第3号	公益社団法人南城市シルバー人材センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであり、他シルバー人材センターよりも安価で対応可能だったため、南城市の人材センターを選定した。	
36	港湾課	本部港屋根付 荷さばき施設新 築工事設計業 務	令和3年2 月1日	5,150,900	長崎設計研究所	沖縄県宮古島市平良字 東仲宗根633-3	第167条の2 第1項第2号	企画競争型随意契約(コンペ)により、契約目的に最も適した者として選定した。	

土木建築部における随意契約の実績（令和2年度4／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	港湾課	令和2年度中 城湾港港湾計 画調査業務	令和3年1 月4日	27,731,000	パシフィックコンサルタ ンツ・国建共同企業体 ①パシフィックコンサルタ ンツ(株)沖縄支社 ②(株)国建	①沖縄県那覇市前島三 丁目1番15号 ②沖縄県那覇市久茂地 一丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行い、応募 があった左記企業の技術提案内容等を審査し たところ、以下の技術等を有していることが確 認できたことから、契約の相手方として選定し た。 ・港湾計画についての専門的な知識と経験 ・クルーズ等に係る定量的な将来推計を行う技 術	
38	都市計画・ モノレール 課	新たな沖縄振 興に向けた風 景づくり制度検 討業務	令和3年1 月21日	3,674,000	株式会社国建	沖縄県那覇市久茂地1丁 目2番20号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ1社から応募があった。企画提案内容等を選 定委員会において審査したところ、左の社の提 案は当該業務の履行に最も適したものとして特 定されたことから、契約の相手方として選定し た。	
39	都市計画・ モノレール 課	沖縄都市モノ レール輸送力 増強(インフラ 部)分岐器製作 工事	令和3年3 月23日	282,700,000	株式会社日立製作所九 州支社沖縄支店	沖縄県那覇市松山一丁 目1番14号	第167条の2 第1項第8号	予定価格算出のため参考見積の提出が可能 な業者を調査したところ、左の1社のみが確認 できた。しかし、その他の業者の存在が必ずし も否定できないと判断したため、一般競争入札 とすることとし、令和2年12月25日入札を行っ た。しかし、入札者がなかったため、先に見積を 提出していた同社を随意契約の相手方として選 定した。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
40	都市計画・ モノレール 課	令和3年度沖 縄都市モノレ ール自由通路維 持管理業務委 託	令和3年3 月31日	122,276,000	沖縄都市モノレール株式 会社	沖縄県那覇市字安次嶺 377-2	第167条の2 第1項第2号	<p>同施設の管理はエレベーター及びエスカレーター(以下:EV、ESC)の運行管理があり、閉じ込め事故等の緊急時には駅務員が迅速に対応できる。</p> <p>また、EV、ESCの電力は沖縄都市モノレール株式会社所有の駅舎電力設備から供給されており、同社が一括して電力会社と契約すること、同施設の清掃及び設備保守点検について同社が駅舎と一括して発注することにより、電気料および委託料を安価に抑えることを可能としており、経済面で見ても効果的である。</p> <p>以上の理由により同社とは自由通路の維持管理について覚書及び協定書を締結しており、これが選定の理由である。</p>	特命随意 契約